

尖閣諸島を守るための請願署名

日本政府は、法の正義と日本国民の意思に基づいて、領土、領海、領空を守らなければならない。

ところが、那覇地方検察庁は平成二十二年九月二十四日、尖閣諸島沖の日本領海内において公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を「我が国国民への影響や今後の日中関係を考慮して」処分保留のまま釈放した。今回の那覇地検の決定は、同船長の無条件釈放を求める中国政府に日本政府が全面屈服したことにはかならず、国際社会に対し日本が尖閣諸島の領有権放棄を表明したことに等しい。

尖閣諸島海域は、豊富な石油ならびに天然ガスの埋蔵が確認されており、この領海及び天然資源を守ることは、日本の国益を守ることにかならない。

よって、領海侵犯という主権侵害行為に対して独立国家としての対応を放棄した今回の決定を厳しく批判するとともに、政府に対し次の事項に取り組み、日本の領土、領海、領空を守る態勢を確立されることを強く求める。

- 一、海上保安庁の警備体制を強化し、尖閣諸島海域で操業する日本の漁業者の操業・航行の安全を確保すること。
- 二、「尖閣諸島は日本固有の領土である」ことを国際社会に示すためにも、尖閣諸島の開発を進めると共に、尖閣諸島を含む南西諸島に自衛隊を配備すること。
- 三、領海警備に自衛隊が即応できるようにするため、領域警備法(仮称)を早急に制定すること。

衆議院議長殿

参議院議長殿

氏名	年齢	住所

「お願い」この署名用紙は、右の取扱い団体にお渡しいただくか、または、たちあがれ日本(〒107-0052 東京都港区赤坂一の十二の二十八 赤坂一丁目森ビル十階)までご送付下さい。